

平成 16 年 4 月 1 日
株式会社 新生銀行
(コード番号:8303)

普通銀行への転換について

新生銀行は、本日、長期信用銀行から普通銀行に転換いたしました。今後は、銀行法に基づく銀行業免許を持つ銀行として、今まで以上に幅広いサービスを提供してまいります。

当行は、平成 12 年 3 月の新銀行発足当初より、長期信用銀行という業態からの脱皮を図るべく、投資銀行業務ならびに新しいタイプのリテールバンキングを核とするビジネスモデルの構築を進めると共に、普通銀行への転換を目指してまいりましたが、平成 15 年 12 月 25 日、金融庁より本件転換について、金融機関の合併及び転換に関する法律に基づく認可を受けていたものです。

また、本日以降10年間、引続き金融債(ワリチョー、リッチョー、リッチョーワイド、財形リッチョー、財形年金ワイド)の発行ができる旨の特例認可も併せて受けており、認可日現在の当行全本支店29店舗においては、引続きこれら金融債のお取扱いを継続させていただきます。

当行では今後とも、様々な商品・サービスをご提案させていただく所存ですので、なお一層のご愛顧の程よろしく願いいたします。